

北海道選挙管理委員会告示第8号

令和3年4月25日執行予定の衆議院北海道第2区選出議員補欠選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数について、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年11月29日自治省告示第165号）第2条第7項の規定に基づき、次のとおり決定した。

令和3年2月26日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

区分	基幹放送事業者	回数
テレビ	北海道放送株式会社 (HBC)	1回
ラジオ	北海道放送株式会社 (HBC)	1回